

2023年6月21日

一般社団法人乳房科学研究所定款

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人乳房科学研究所と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、乳房の科学と文化に関する事業を行い、その調査、研究及び啓発を行うこと目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究事業
- (2) 出版事業
- (3) 講演事業
- (4) 啓発事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(社員)

第5条 当法人の社員として入社しようとする者は、社員総会の承認を受けなければならない。

2 社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより退社する。

(理事)

第6条 当法人に理事2名をおく。

2. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（本条において「政令」という。）第4条各号に掲げる特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

3. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令第5条に掲げる者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の不分配)

第8条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(公告の方法)

第9条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載して行う。

(残余財産)

第10条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(細則)

第11条 法令又はこの定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て別に定める。

(設立時附則)

1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

2 当法人の設立時社員は次のとおりである。

氏名 住所
設立時社員 北山晴一
設立時社員 米澤 泉

3 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

氏名 住所
設立時理事及び設立時代表理事 北山晴一
設立時理事 米澤 泉

4 当法人の設立当初の事業年度は、第7条にかかわらず、当法人の成立の日から2024年3月31日までとする。

以上、一般社団法人乳房科学研究所設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2023年6月21日

設立時社員 北山晴一
設立時社員 米澤泉